

新生東京女子医科大学のための暫定学長選任内規

(令和6年9月20日内規第2409号の7)

(趣旨)

第1条 本内規は、東京女子医科大学（以下「本学」という。）の学長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 学長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長が任期の途中で退任した場合に新たに選任された学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会)

第3条 学長候補者を選出するため、選考委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、任期満了により学長が欠員となる場合には任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により学長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな学長の任命をもって直ちに解散する。また、理事会は必要と認めた場合には委員会を構成できるものとする。

3 委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部教授会が投票で選出した委員 3名
- (2) 看護学部教授会が投票で選出した委員 1名
- (3) 看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (4) 医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (5) 事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (6) 「新生東京女子医科大学のための諮問委員会」（以下「諮問委員会」という）の委員 2名
- (7) 諮問委員会が推薦する学外の有識者 1名以上2名以内

4 諮問委員会は、前項第7号の推薦にあたっては、あらかじめ第1号から第5号までに定める選出母体の意見を聴かなければならない。

5 委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。

6 委員長は、委員の互選により選任される。

7 委員長は副委員長を指名することができる。

8 副委員長は委員長を補佐し、委員長が学長候補者として審議の対象となった場合、または委員長に不都合のある場合はその職務を代行する。

9 委員会は、委員会の委員が推薦した候補者の中から学長候補者1名を選出する。

10 前項の選考過程において委員が学長候補者として審議の対象となった場合には、当該委員は、当該委員の選出区分から新たに選出される委員と交代するものとする（ただし、当該委員の選出区分が第3項第1号から第5号に掲げる場合には、委員選出投票の結果が次点であった者が新たな委員となるものとする。）。

11 委員長が必要と認めた場合、委員会は、委員長が適当と認める学外の有識者に、意見を求めることができる。

12 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。

13 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

14 選考委員会の事務局は、秘書室とする。

(選任)

第4条 理事会は、理事総数の過半数が出席した理事会において、当該学長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

2 理事会は、委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

3 理事長は、理事会の承認を得た学長候補者を、学長に任命する。

(所信表明)

第5条 前条にもとづき学長が任命された後、学長は所信表明を行う。

2 所信表明には、本法人役員および評議員、本学教職員および本学学生等が参加できるものとする。

(評価)

第6条 学長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもつ

て、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

- 2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。
- 3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。
- 4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。
- 5 前項により評価を受けた学長が、引き続き次期学長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期学長の選考委員会に意見として提示する。
- 6 理事長が学長を兼務する場合、本条における理事長の職務は、副理事長がこれに当たる。

(解任)

第7条 学長について、その任期の途中であっても、評議員会の評議員総数の過半数または理事会の理事総数の過半数が、その職責を全うするに相応しくないと判断し、その意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において学長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが学長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

- 2 理事長は、理事会における理事総数の3分の2以上の賛成および評議員会における評議員総数の3分の2以上の賛成をもって、学長を解任する。
- 3 解任された学長は、解任の時から理事および評議員たる地位を失う。

(学長代行および新たに任命される学長の任期)

第8条 学長が欠員となった場合、新たに学長が任命されるまでの間、学長の職務を代行する者として学長代行をおく。

- 2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事または教授から学長代行を任命する。
- 3 学長代行の任期は、新たに学長が任命されるまでとする。
- 4 学長代行は、その職務を円滑に遂行するために、原則として、副学長を2名以内に、学長補佐を2名以内に指名することができる。
- 5 副学長および学長補佐の職務を行う者の任期は、学長代行の任期終了をもって終了する。
- 6 学長代行をおいた後、新たに任命される学長の任期は、第2条の規定にかかわらず、前任の学長の任期の残任期間または学長の所定の任期から学長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第9条 本内規の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議または理事会の承認を得るものとする。

附 則(令和6年9月20日内規第2409号の7)

本内規は、令和6年9月20日から施行し、令和6年12月31日限り、その効力を失う。